

第一生命保険株式会社

所在地：東京都千代田区 業種：保険業 従業員数：約 58,000 人

全職員の“仕事と生活の調和”のため、勤務時間の短縮や年次有給休暇の取得を推進法を上回る両立支援制度や、継続勤務を支援する「ふあみりい転勤制度」等の各種制度の利用を促進

1 両立支援に関する基本方針

- ◇ ワーク・ライフ・バランスについて中期経営計画に掲げるほか、人事運営方針の中でダイバーシティ推進を掲げ、各所属にダイバーシティ推進責任者、推進者を配置
- ◇ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定マーク（くるみん）を平成19年度、平成21年度の2回取得

2 育児休業制度

- ◇ 制度 子の1歳6か月を迎えた日の翌月以降最初の4月末日または10月末日のいずれか早い日（最長25か月）まで3分割の取得可
- ◇ 利用状況 過去3年間に男性51名（最長53日）、女性2,293名が取得

3 介護休業制度

- ◇ 制度 対象家族1人につき通算365日まで取得可
制限なく複数回取得可（介護の事由が同一の場合でも複数回取得可）
- ◇ 利用状況 過去3年間に男性12名、女性542名が取得

4 所定労働時間の短縮措置等

- ◇ 育児のための制度
 - ① 短時間勤務制度（子が小学校就学後最初の4月末日まで利用可） 分割取得可。5時間又は6時間の選択が可) 過去3年間に女性452名が利用
 - ② フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ（子が小学校就学後最初の4月末日まで利用可）
- ◇ 介護のための制度
 - ① 短時間勤務制度（介護休業の取得日数とは別に対象家族1人につき通算365日まで利用可。制限なく複数回取得可） 過去3年間に男性2名、女性11名が利用
 - ② フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ（通算365日まで利用可）

5 その他の制度

- ◇ エリア職員が家族の転勤等により転居を余儀なくされた場合、希望居住地から通勤可能な所属への異動を認める「ふあみりい転勤制度」
- ◇ 子（子の配偶者を含む）が出産したときの3日間の「孫誕生休暇」制度
- ◇ 育児・介護休業を取得しても、昇進・昇格の決定は休業前の実績と復職後の実績に基づき行うこととしており、休業後のリカバリーが可能

6 社内環境整備

- ◇ 全社を挙げた業務量削減取組、終業時刻目標の設定および週一回の早帰り日の設定により、時間外労働が減少
(月平均所定外労働時間が5.1時間と、金融業・保険業（従業員500名以上）の平均の半分以下)
- ◇ 計画公休制度等の導入や風土作りを行った結果、年次有給休暇取得率が向上
(平成19年度 35.2% → 平成22年度 65.5%)
- ◇ 平成22年度に男性の育児参画支援を「パパトレーニング育児休業」と称し、該当男性労働者に個別に働きかけを行い、取得を推進
- ◇ 人事部内にダイバーシティ推進室を設置し、同室で「両立支援相談窓口」としての機能も担う。
- ◇ 育児・介護休業取得者に向けた情報提供用のホームページ（なでしこ会）を設置
- ◇ 円滑な職場復帰のために休業中のeラーニングが可能